

# 阪谷素の「民権」理解 ——「学業」による「民権」確立の道——

李 セボン

## はじめに

明治十二（1879）年、日本の各地では府県会の開会や、自由民権結社の増加、愛国社の再興大会の開催を機に、自由民権運動の気運が盛んになっていった。民選議院設立建白書が左院に提出されてからすでに五年が過ぎ、多くの知識人が議会の確立をめぐる議論を繰り広げ、活動していた。本稿の主人公である阪谷素（朗廬。1822-1881）もその中の一人である。

従来の阪谷研究における焦点は、主に明六社における活動期間に当てられてきた。そして、その研究の多くは、儒学者の洋学受容、「朱子学の変容」、あるいは「伝統と啓蒙の接点」という一定の枠組みの中で進められ、彼の問題意識それ自体には十分踏み込まなかった<sup>①</sup>。しかし近年、河野有理（1979年生）の『明六雑誌の政治思想——阪谷素と「道理」の挑戦』が刊行されることによって、阪谷研究は飛躍的な発展を成し遂げた<sup>②</sup>。ただし、河野の研究も『明六雑誌』を主な分析対象としている分、その後の阪谷については触れていない。

明治八（1875）年六月の讒謗律・新聞紙条例の公布によって、同年十一月、『明六雑誌』は第四十三号をもって停刊となった。だがそれ以後も、阪谷はいくつもの他の団体に参加し、その機関誌などで発言した。『明六雑誌』の時期のように旺盛な活動ぶりではなかったが、亡くなる直前まで彼は、当時最先端の知識人たちとの活発な交流を行っていた。本稿は、この最後の五年間に注目し、当時、急激に活発化していった、いわゆる自由民権運動に対する彼の観点到光を当てる。

阪谷は民権運動に対し、否定的であった。ただし、「民権」そのものを否定する訳ではない。彼は当時のいわゆる民権家によって、「民権」が確立できるとは考えていなかったのである。阪谷が「民権」に直接触れている発言は、少数ながら存在する。その中で、こうした態度をもっとも明確に表明したものとして、『洋々社談』に掲載された「堪忍ノ喩」という論説が挙げられる<sup>③</sup>。明六社の同人であった西村茂樹（1828-1902）の呼びかけに応じる形で阪谷が設立に参加した洋々社は、主に漢学者の団体であった。本稿では、まずその論説を中心に、阪谷の対民権意識について検討する。

## 1. 「民権」論を見る視点

### (1) 「堪忍ノ喩」における教訓

この論説は、柳沢淇園<sup>やなぎさわきえん</sup> (1704-1758) の作とされる『雲萍雑誌』の中の一つ、「戯談」に示唆を得て書かれたものである。その「戯談」の内容は以下の通りであった<sup>(4)</sup>。

一主家ニ<sup>(ど)</sup> 奴アリ、極メテ鈍愚ニシテ、能ク<sup>(いか)</sup> 忿ル。一日、主人諄々然コレヲ戒テ曰ク、<sup>(ふんぬ)</sup> 忿怒は、古人ノ戒ムル所ニシテ、己ノ身ヲ害ス。此ヨリ甚シキハナシ。<sup>(なんじよ)</sup> 爾能ク堪忍ノ二字ヲ守レ。奴指ヲ屈シ数ヘテ曰ク、主公堪忍ノ二字ヲ守レト言ハルレトモ、堪忍ハ二字ニ非ズ。四字ナリ。主人再三其二字タルヲ論スニ、奴頻リニ指ヲ屈シ、四字トシテ<sup>(がえん)</sup> 肯ゼズ。主人覚ヘス忿然罵リテ曰ク、堪忍ノ二字ヲ、四字ト言フコトアル可キヤ。汝ガ如キハ、実ニ文盲ノ甚シキナリ。堪忍トハ、「タへ」「シノブ」ト書クソ、ト。奴指屈シテ「タへ」「シノブ」トハ、五字ナリ。四字ヲ二字トシ、又五字ヲ二字トス、主公何ソ常ナキヤ。主公忿ラハ忿レ。吾ハ「カンニン」ノ四字ヲ守リ罵ラルルモ忿ラス、ト。<sup>(5)</sup>

阪谷は、この議論の構図を、たとえば、和漢洋の学問の有様に適用することから論を始める。

今カノ漢学者ノ漢語漢学ヲ唱フル、堪忍二字ノ説ナリ。和学者ノ和学和語ヲ唱フル「タへ」「シノブ」五字ノ説ナリ。而シテ洋学者ノ洋語洋学ヲ唱フル「ペチェンス」ノ堪忍タルヲ論スルナリ。徐<sup>(おもむ)</sup> ロニ之ヲ思フニ堪忍ハ、二字ニテモ、四字ニテモ、五字ニテモ、又「ペチェンス」ニテモ、実行ニ於テ、善ク堪忍サヘスレバ善シ。

彼の見るところ、世間の多くの論者も「戯談」の主僕のように、「其意ノ一ニ帰スル所ヲ求メテ講究スルヲ<sup>(お)</sup> 舎<sup>(や)</sup> キ、動モスレハ議論ヲ枝葉ニ生シ、波瀾ヲ平地ニ起シ、針ホドノ事ヲ杵ノ如クニ」して、本末転倒の議論に明け暮れていた。そして、当時の和漢洋の学問も、同じ問題を有していた。

阪谷にとって、物事は必ず普遍的な一つの「道理」で貫かれているはずであった。発生の地域によって起源を異にする学問が、異なる「言語文字」で表現されることは当然であり、その差異を優劣の判断基準として用いることは許されない。したがって、一時的な「習尚」の流行によって特定の学問が尊ばれるような事態に、阪谷は強く反対する。それは、「万国各種ノ教、すなわち、「釈迦」、「耶蘇」、「回々」、「孔孟」、「程朱ノ学」、「我本居平田ノ流」らすべてが、「各其説ヲ異ニスルモ、其本ヲ求ムレバ、唯善ノ一字、利益ノ二字」に帰着することを意味する<sup>(6)</sup>。すべての物事にはあるべき在り方が決まっており、それを弁え、極めることが、朱子学を主な学問の拠り所とした阪谷の思考の基本的な枠組みであつ

た。

さらに、古今の「治乱」についても、同じ教訓を適用する。「治乱」を繰り返した人類の歴史上、人は皆、常に「治平」と「安全」を願ってきた。この「治平」と「安全」を求める人類共通の心こそが「本」であることに気づき、その実現を目指すための方法を講究することが重要であると阪谷は考える。

そこで彼は、歴史上の「治乱」に照らしながら、民権論者の急進派と漸進派との間の論争に話題の焦点を当てる。阪谷の見るところ、民権論者の間に交わされている論争は、最終的には「治平」「安全」という人類共通の目標にしているにも拘わらず、方法論的に誤っていた。それゆえに、両者ともにその目標には到達できないと見るのである。これは決して、阪谷が「民権」自体を否定していることを意味しない。彼は、それまでの百年余り、欧米各国における時勢が、「民権ノ説大ニ行ハ」れ、「民権ノ公理タル、万口皆同ジ」であることを認知していた。日本において「民権ヲ盛ニスル」ことが「善」であると認めてもいる。では、阪谷は何を問題視していたのか。

まず、「急進」論の問題は、「国ノ米瑞(<sup>くさいずい</sup>)（アメリカとスイス：引用者注。以下括弧内は同じ）ニ異ナルヲ思ハズシテ、風習ヲ米瑞ニ同シク」させようとする点にあった。それは、やがて「(<sup>こungskoku</sup>)（全国）分離収拾ス可ラザルノ禍ヲ致シテ、王家ヲ顛覆スル」結果をもたらすことになるだろうと彼は言う。阪谷にとって、「王家」の「顛覆」は、日本の滅亡の意味に等しかった。ここで言う「王家」は、当然、天皇家を指す。幕末以来彼は、一貫して天皇を政治秩序の中心に据えることを最優先課題として考えてきた。連綿と続いてきた「皇統」を保護し維持することが、日本という国家の「自主独立」の前提条件であると彼は信じていた<sup>(7)</sup>。つまり、「風習」の「異同」を考慮しない急進派の変革論は、「王家」を倒すことによって国全体を危険にさらす結果になりかねないという意味で避けねばならなかった。

このような急進派に対する彼の憂慮は、容易に理解し得るものである。しかし、ここで阪谷は、「急進漸進」、両論が内包している根本的な危険性について述べている。しかも、急進派に対する警戒より、むしろ、おだやかに見える漸進論が持つ危険性により意識的であるとと言える。

漸進ノ之（「急進」のこと）ニ抗抵スルヤ、人君専権ノ義務ハ、人民ヲ保護スルノ任ニ於テ君民同権ニ比スル、更ニ重キコト「フレデリック」王ノ、人君ハ猶天ノ日夜雨露ヲ降シ、常ニ下土ヲ潤シテ止マサル如クナル可シト云ヘル如キヲ忘レ、上ノ命令ナレバ、人民ハ是非ヲ論セズ、奉承スベキ者トス。<sup>(8)</sup>

つまり、阪谷は、漸進論者の多くが、「君民同権」ではなく、「人君専権」に基づいて思考する傾向があると見ていたのであった<sup>(9)</sup>。徳川幕府が倒れてまだ九年も経っていない時点である。これは、二百六十年間にわたる統治の記憶を消し去るにも、「君民同権」の深層に

ついて社会全般に統一した理解がなされるにも短すぎる時間である。だが、ここで彼はあえてその点には触れない。阪谷にとって、「君民同権」はもはや説明を要しない、自明かつ当然の原理であったためである。

その代わり、彼は「人君専権」による統治の現実的な問題点を挙げる。まず、「人君専権」における君主は、「人民ヲ保護スル任」という面で、「君民同権」における君主よりも、さらに重い責任を担う役割である。それゆえに、とりわけ優れた、たとえば「フレデリック」<sup>(10)</sup>のような「人君」でない限り、「人君専権」は望ましくない。そこで、ここでの阪谷の論理を理解するためには、東アジアにおける儒学的伝統の感覚を鑑み、その上で、日本の明治維新を前後する時期の、その感覚の変化を考慮しなければならない。

当時の儒学的な感覚から見れば、優れた「人君」と言った際、すぐさま堯舜三代、すなわち堯(陶唐氏)、舜(有虞氏)と夏・殷・周の三代の古を思い浮かべるであろう。完璧な人格の「人君」(「上」)によって、自然と下々の民が感化され治まっていた時代。「仁政」とは、こうした過去の理想に基づいて出来上がった統治の規範であった。ただし、周知のように、徳川日本の実際の統治原理として、このような「仁政」の観念が深く根付くことはなかった<sup>(11)</sup>。しかし、儒学を基盤とする多くの学者/知識人にとって、『大学』の八条目<sup>(12)</sup>に基づいた人格の修養、とりわけ君主のそれは極めて重要かつ現実的な課題として捉えられていた。

少なくとも嘉永年間(1848-53年)までの阪谷は、「上」ひとりの能力に、善い統治への期待を大いに寄せていた<sup>(13)</sup>。だが、幕末の文久年間(1861-63年)には明確にそうした態度を捨て去っている。その代り彼は、「上」という統合の軸を中心に「臣民」が参加する「合議」による政治、「公議」による政治を構想するようになっていた。この時点ですでに彼は、いわゆる仁君の感化による統治像を捨て去り、「人君専権」の統治体制に反対するに至っていたのである。明治維新以降も、彼は天皇を「人心」統合の唯一の軸として、その存続を絶対的に重んじた。だが、それはあくまで「合議」によって定められた「法」の範囲内での絶対性であった<sup>(14)</sup>。

さらに、「人君専権」に傾きがちな漸進派の主張が望ましくないとする理由は、「人君」側の問題のみに起因するわけではなかった。「人君専権」の体制では、「人民」の「是非」判断能力は必要とされない。現に二百六十年間にわたる徳川政権の下で、民に「上ノ命令」の「是非」を論じ、判断する能力が育まれる余地はなかった<sup>(15)</sup>。だが、阪谷の描いていた新時代の政治の在り方は、そのような受動的かつ他律的な人民によっては実現できないものであった。「公議」による政治体制を実現するためには、能動的かつ自律的な人民によって体制が支えられる必要がある。彼は、「人民」個々人が「上ノ命令」の「是非」をも自主的に判断しうる、新しい「人民」の誕生を要請していた。「人君専権」は、そうした要請の実践を不可能にする。阪谷は、その点に常に敏感であった。詰まる所、「人君専権」は、最終的には次のような結果をもたらすであろうと言う。

是詔諛(てんゆ)ヲ以テ君政府ヲ導キ、抑圧(ほしいまま)ヲ肆ニセシムルナリ。詔諛行ハレ、抑圧盛ナレハ、其君其国ノ必衰亡ニ至ルコト、万国ノ殷鑒(いんかん)ニ昭々タレハ、是其君其国ヲ衰亡ニ陥ラスナリ。<sup>(16)</sup>

幕末から一貫して「詔諛」に対する厳しい批判の姿勢を崩さなかった阪谷にとって、「詔諛」とは、「人の智識を愚にし、脳髓を転倒し、悪道に陥」らせるような害悪であり、国を「亡滅」させる絶大な威力を秘めたものであった<sup>(17)</sup>。したがって彼は、「人君専権」に親和的な民権論の漸進派が、たとえそうした意図を持たなくとも、結局、「是モ亦急進家ノ鬪国分離ノ禍ヲ以テ、王家ヲ顛覆スルニ帰スル者ト同説ト為サザルヲ得」ないだろうと断定するのである。

## (2) 「民権ノ度」

以上のように、民権論者間の「急進漸進」の論争の出発点には、「民権」確立の過程における進みの度合い、それに対する現状認識の差異があった。そして、論争自体の焦点は、その進む速度をいかにすべきかに絞られていた。急進派は、日本の現状を「米」「瑞」のような事例に今すぐ合わせるための改革を主張し、漸進派は、「人君専権」体制に今しばらく依拠しつつ、徐々に改革を進めるという発想であった。両者ともに、「民権ヲ盛ニスル」という目標を設定している点で「善」であることは、阪谷も認める。しかし、進みの度合い、つまり、「其権ヲ立テシムル」その「度」合いを論じるためには、それを測る基準を前提として用意せねばならない。その際、「其所謂度ナル者ハ、必ズ米国ノ独立、佛国ノ顛覆、英国ノ「マグナカルタ」起ルノ際ヲ以テ度ト為サザルヲ得」ないことは明らかである<sup>(18)</sup>。阪谷の憂慮は、日本において「支那土耳其波斯(トルコ・ペルシア)」のように国の「民権ノ度」が進むとしても、必ずしも「英米佛」のようになり得ず、「波蘭(ポーランド)」に終わりがねないという点にあった。それは、「急」「漸」といった「民権ノ度」の進む速度の問題ではなかった。

ここで話はようやく始めの「堪忍」の議論に戻る。阪谷は、「急進」「漸進」の論争は、「ペチェンス」ト「タヘ」「シノブ」ノ異同ヲ争い、「眼前一時の得喪ニ迷、霧ヲ蒸出ス」和漢洋の学者間の皮相的な論争と同様の問題を孕んでいると説く。ただし、それは決して、「議論」や「論説」自体が不要であるという意味ではなかった。

然ラバ則チ、凡ソ議論ニ属スル者ハ皆廢ス可キカ。曰、否々。其重ンズル所は、固リ(もとよ)事業ニ在リ。而シテ宇宙間、事業ノ人為ニ属スル者、論理ヨリ立タザル者ナシ。論ナクシテ瘖啞(いんあ)会集ス、物開ク可ラス、務メ成ス可ラス。<sup>(19)</sup>

「議論」は、すべての「事業」の端緒である。これは阪谷の終生の信念であった。しかし、

それでもなお疑問は残る。そうであるならば、何ゆえに民権論者らの「議論」は否定されるべきなのか。彼らの「急進漸進」の論争における問題の本質は何か。

その答えは極めて簡単なものであった。阪谷は、単に「議論」を多く行うことによって「民権」が伸張し、確立するとは考えていなかった。「議論」を行うためには、ある前提条件が必要であった。その前提条件とは、以下で見る、個々人の物事に対する「裁定」能力である。

而シテ論説ノ多キヲ苦シム者ハ、畢竟其人ノ知識、裁定スル能ハザルノミ。支那ノ宋朝ハ議論ニ亡ブト称スルモ、其実然ラズ。裁定ノ人、公ナラザルニ亡ブルノミ。裁定苟モ公平ナルノ議論沸騰、多々益々弁ズ。宋ハ必ず亡ビズ。故ニ余ハ唯無用ノ弁説ヲ張り、有害ノ偏見ヲ利アリト為スノ論ヲ惡ムノミ。(中略) 苟モ私意ヲ除テ、識見ヲ公正ニ立レハ、安全利益ノ道ハ、其レ是モ異ナルニ付テ、講究スルニ在ランカナ。<sup>(20)</sup>

個々人における「公正」な「識見」の確立によってのみ、人はようやく「公正」な「裁定」ができるようになる。その上で「議論」の多様性を確保する。このような構図で阪谷の発想をまとめることができよう。そこで、「宋朝」の例は、「議論」のための前提条件が整わなかったために、国論が紛糾し滅亡した反面教師である<sup>(21)</sup>。つまり、「議論」の量的な多さだけを喜ぶことは、「無用」である。

阪谷にとって民権の確立とは、以上のように、「公正」な「識見」と「裁定」能力とを備えた個々人によって、「治平」と「安全」を目指した政治社会が運用されることを意味した。それゆえに、基礎的条件を満たしていない民権論者間の「急進漸進」の論争は、危険なものでしかなかった。

## 2. 「学業」の時代

### (1) 民権論者の問題

先述のように、阪谷は「民権」自体の確立を強く支持していたが、当時、盛んになりつつあった民権論に対しては懐疑的であった。いわゆる民権運動家たちの「急進漸進」論争の激化が、国の滅亡までを招きかねないと彼は見ていた。当時のままでは、「民権」の確立は成就できず、いずれ行き詰まることになる。まずは、民権運動家たちの「公正」な「識見」と「裁定」能力の涵養という条件が満たされねばならなかった。

では、彼はどのような方法を考えていただろうか。管見の限り、民権論との関係で、前述の条件を満たすための方法を明確に言及している史料は極めて少ないが、書簡の中でこの点に触れた箇所が二つある。まずは、明治八(1875)年十一月二十六日付の書簡で、「迂闊談なれど民権は学校より生ず。学校之事大事なり」と述べている。阪谷は早くから「民

権」と学校教育との関連性を念頭に置いていたのである<sup>(22)</sup>。さらに、明治十二(1879)年、「人民の権を立るは教育にあり」と記している。学校教育による「民権」確立という構想である<sup>(23)</sup>。

それゆえに、民権論隆盛の時期にあつて、阪谷の教育現場への復帰の意志が復活したとみることができよう。実際彼は、明治十二年より政府機関での職を辞し、翌年、他界する直前には春崖学舎という塾を家の中に設立し、教育に励もうとしていた。弘化年間(1844-47年)より維新直後まで、ほぼ二十年の間、備中興譲館において教育に励んだ阪谷は、こうして再び塾教師となる道を選んだのである。だが、そうした教育家としての活動を十分果すことなく、明治十四(1881)年の正月、彼は永眠した。

教育家として全面的な活動を展開するには至らなかったが、辞職から死去するまでの一年余の間、阪谷はいくつもの知識人団体、文人会、政治的な社交団体に参加していた。ここでも彼は、明六社にいた頃と同じように、誠実に会議に参加し、演説を行い、論説を寄稿した<sup>(24)</sup>。ただし明六社時代とは違い、この時期の彼の問題関心は、政治制度上の課題である民選議院設立から、「有志篤学者」の「精神ヲ日ニ新」し<sup>(25)</sup>、「人民ノ社会維持ノ敦篤心」を養う問題に集中していた<sup>(26)</sup>。いかに「精神」「心」を「盛」にさせ、「文明ノ治ヲ進」めるようにすべきか。「学校」や「教育」の重要性を前提にした上で彼は、この問いをめぐって、「孔子廟ノ保存」を主張し、小中学校における「体操」実施による「心身」の養育を唱え、「世ヲ益」する「著書」に東京学士会院の選考で「賞格」を与えることを提案するなど、その具体的な解決方法を模索し続けた<sup>(27)</sup>。

ところで、このような阪谷の議論の中には、尊王攘夷運動が盛んだった幕末の憂慮を彷彿とさせるものがある。幕末の尊王攘夷運動が過激化していく中、興譲館において「白鹿洞書院揭示」を生徒たちに朗誦させることを日課として定めた時、阪谷は、「忠孝ノ理」が自然と「心」に染まることを目標に考えていた。たとえ「揭示」の内容を理解できない人でも、繰り返し朗誦しているうちに、誰もがその教えを悟るようになる。正しい「理」が「心」に染み込んだ人は、物事に対し「理」に合った判断を下すことが可能になり、それをもって皆が日本の危機(当時の最大の憂慮は、国内の分裂/内戦)を避け、正しい方向に進む、といった論理の主張であった。これは、混乱の時代であるからこそ、回りくどい理論などではなく、単純かつ根本的な教えの強調が効果的であると考えた阪谷の戦略であった<sup>(28)</sup>。

翻って、阪谷が見た明治十年以降の日本社会の状況は、前述したように、民権運動家たちの論争で騒々しかった。彼らによる民権論は、広範な人々に議会設立の重要性を知らせることに確かに成功していたが、阪谷の見る所、そこには重大な欠陥があった。詰まる所、それは「民権」の確立を主張している当事者たちの自省の不足、あるいは修養の足りなさである。既述の通り、「議論」を通じた政治を重んじる阪谷にとって、「議論」の当事者が、「公正」な「識見」を持ち、正否を判断できる「裁定」能力を有することは、大事な前提条件であった。彼は、たとえば、以下のように「人ヲ教ユル者」や「民権ヲ主張スル

人」を批判する。

凡ソ事ヲ処スル帰スル所、唯懇切ノ二字ニ在リ。而シテ教育ニ於テ最モ重シトス教育ノ方法規則ヲ立ル懇切ナラサル可ラズ。而シテ之ヲ行フ又最モ懇切ヲ要ス。従来、人ヲ教ユル者、少シク書生ノ暴行ニ遇ヘバ、多クハ己ガ教育ノ道ヲ省ミ講究スルヲ勤メス、書生ヲ待ツニ犬猿牛馬ヲ以テシ、以<sup>(おもえ)</sup>為ラク、彼<sup>(やから)</sup>レ輩<sup>(やから)</sup>唯抑圧スルアルノミ、ト。平生民権ヲ主張スルノ人スラ往々ニシテ然リ。況ヤ其他ヲヤ。或ハ、又以<sup>(かくの)</sup>為ラク、我ガ教育如此<sup>(ごとく)</sup>ニ至レリ。而モ彼<sup>(やから)</sup>レ猶ホ如此。我唯文字ヲ教ユレバ足ル。其他彼<sup>(やから)</sup>レノ自主自由ニ任スヘキノミ、ト。於是生徒ノ風習、日ニ壞レ、悪弊収拾ス可ラザルニ至ル。<sup>(29)</sup>

明確な形で表現されていないとは言え、朱子学と切り離せない阪谷の人生の軌跡を考えた際、こうした認識の根底に『大学』の八条目の感覚が流れていることは疑いようがない。周知のように、儒学における学問の段階及び最終的な到達点を示した八条目は、「格物」「致知」より始まり、己の「誠意」「正心」に基づいて「修身」「齐家」に進み、その上で「治国」「平天下」の段階に至るべきであると説く。上記の引用において、阪谷が、「己」を「省」みず、自からの責任を回避しようとする態度に批判的であることは明らかである。彼は、そうした態度を取る者たちが「民権」を唱えること自体に否定的であった。そのゆえに、それ以後の世代における勉学は一層重要性を帯びるようになる。

## (2) 「学業」の意義

「民権」の確立という時代的な課題を前提に、晩年の彼は「教育」や「学校」の在り方について苦心していた。そのような中で、自ら再び教育の現場に戻ることを選び、自宅に塾舎を建てはじめた頃の発言として残っているものの中に、東京修身学社の機関誌に掲載された「江木高遠子米国行ニ付送言演説」がある。本節では、最晩年の阪谷が若い世代に託した思い、とりわけ「学業」を中心に論じたこの演説の原稿を検討することによって、民権運動を背景に、学問がどのように位置づけられていたかを見ていきたい。

東京修身学社は、明治九(1876)年、西村茂樹の呼びかけに応じて、阪谷も創立メンバーとして参加した団体である。明治十三(1880)年には修身学社と改称し、この年から機関誌である『修身学社叢説』を刊行し始めた。阪谷にとっては最後の一年であった明治十三年、彼はこの機関誌に三つの論説を寄稿した。いずれの論説も数回にわたる連載という形で紹介される。

「江木高遠子米国行ニ付送言演説」は、正確に言えば修身学社の聴衆に向けられたものではなく、江木学校講談会という団体の懇親会における壮行の挨拶である。西村茂樹が終わりの論評で記しているように、江木高遠<sup>えぎこうえん</sup>(1849-1880)も、江木学校講談会も、修身学社とは無縁の、異なる目的を持つ団体であった<sup>(30)</sup>。それゆえに西村は、「本社ノ叢説トシテ見



ル時ハ、恐クハ切要ノ文字ニ非ザルニ似タリ」と、わざわざ断り書きを付けている<sup>(31)</sup>。おそらくこのような批評が載った理由には、修身学社の社旨とのズレを甘受してでも本演説文を載せようとした阪谷の投稿への強い意志があったからであろう。それが西村との間で摩擦を起したために、わざわざこのような批評が付いたものだと考えられる。

演説は三回にわたる連載となった。その内容は、明治十三年の春、外務省一等書記官としてアメリカに赴く予定であった三十歳の江木高遠への激励とともに、その場に居合わせた彼の同僚全体へのメッセージをも含んでいた。そこには、世襲身分制の崩壊後、「文明ノ世」を目指す明治時代に相応しい「学業」の発想が必要だという考えが働いていた。阪谷は、新しい時代における「学業」の重要性を説く。

凡ソ社会ノ中ニ在テ益ヲ社会ニナシ、又社会ニ荣誉ヲ立ル者ニツアリ。曰ク、功業ナリ。曰ク、学業ナリ。而シテ功業ハ智略ニヨルト雖、亦文明ノ世ニ当テハ、畢竟之ヲ学業ヨリ生ズル者トス。故ニ世ノ開クルニ応ジ、学業ニ非レバ人服セズシテ事ヲ為ス可ラズ。支那及我邦、功業ヲ立ル者、所謂劉・項、元来書ヲ読ズノ類ニシテ、豊臣秀吉ハモトヨリ、徳川家康ノ如キ或ハ之ヲ好ムモ、決シテ学者ノ林ニ加フベカラズ。<sup>(32)</sup>

劉邦と項羽、秀吉、そして家康のような日本と中国の英雄たちの中には、誰一人「学業」に基づいて功を為した人物がいなかったのに対し、欧州では中世以後、「功業ヲ成ス者、皆学者」であった。こうした歴史的な経緯を考慮するならば、「文明ノ世」において「事ヲ為ス」ための必須の条件は、「学業」にある。そしてその基底には、「学業」に基づいた「功業」こそが、「自由自主」の実践に外ならないという認識が現れている。

且功業は時アリ、運アリ、又我ヲ用ユルノ人ニヨラザルヲ得ズ。学業ハ我欲スル所、  
 独勤メテ進ムベシ。進メハ則(てんしやく)天爵随テ帰ス。嗚呼、富貴ハ浮雲ナリ、恃ムニ足ラズ。恃ム可キ者ハ、我自由自主ヲ以テ為ヲ得ベキノ学業ナリ。<sup>(33)</sup>

「功業」とは、必ずしも自らの努力のみによるものではない。「時」や「運」、そして周辺の人的環境によって生まれた結果が、「功業」である。しかし「学業」は、個々人の自らの意志に基づき、努力することによって成就できる。人であるならば誰でも、完全な人格者（聖人）を目指し、絶え間なく努力すべきだと説いたあの『中庸』の句を思い浮かべられよう<sup>(34)</sup>。「進メハ則天爵随テ帰ス」は『孟子』、「富貴ハ浮雲」が『論語』からの引用であるのはいまでもない<sup>(35)</sup>。そして、ここでの「自由自主」という語が、当時広まっていた“liberty”の訳語の一つであることは確かであるが、以上のような文脈から捉え直した場合、それは単なる訳語というよりは、むしろ、自らの努力（学業）によって八条目の階梯を上り詰める儒学的な理想を実現できる機会が訪れたという確信に基づいて選ばれた言葉であろう。

また、自力による各々の「業」の完成が望ましいことは、西洋の歴史に照らし合わせた際、一層確実なものとなったのである。

この発見は、決して阪谷個人の思い込みではなかった。「欧米人」も孔子の「学徳」の「公平」さに、早くから気づいていたことがその証拠である。

孔夫子ノ学徳ハ未開ノ世ニ当リ、而シテ又支那ニ局セリ。然ルニ欧米人ノ公平ナル、之ヲ賞シテ置カズ。其経書ハ大抵之ヲ翻訳刻布セリ。然レハ則欧米聖賢、開物成務ノ学業ハ孔夫子ノ公平ナル学徳ニ於テ今世ニ生ゼシメバ、必ズ賛嘆シテ、我開物成務ノ真理ヲ得シモノト為サン。孔夫子ト欧米聖賢ノ異ナル者、曰ク、文字、曰ク、言語、曰ク、風習、曰ク、古今時世ノ殊別ナル者ノミ。其ノ帰ヲ要スル、豈ニ毫髪ノ異ナルアランヤ。均シク斯人ナリ、斯道ナリ。頭ヲ以歩シ、足ヲ以テ脳漿ヲ蓄フルノ国アラバ知ラズ。苟モ今日人体ノママナラバ、豈又異ナルベキノ理アランヤ。<sup>(36)</sup>

「孔夫子」の「公平なる学徳」は「欧米人」にも伝わり称讃された。それによって、「孔夫子」と「欧米聖賢」との違いは、「文字」、「言語」、「風習」、そして「古今時世ノ殊別」の次元に留まることが証明されたと阪谷は考える<sup>(37)</sup>。同じ「人」である以上、同じ「道」・「理」に沿って生きる。これが普遍的に正しいことが、ここで明らかにされる。したがって、「開物成務」のために「学業」に励むことは、誰もが目指すべき「文明ノ世」に適った「事ヲ為ス」方法であったのである<sup>(38)</sup>。

しかし、明治十三年の日本ではすでに、いわゆる「漢学諸家」さえも、その子息に漢学ではなく、「欧米学」を学ばせるようになっていた。なぜなら、「世人往々其文字言語風習ノ異ナルニ驚テ、死セル孔子ニ諂諛シ、生タル時ノ孔子ノ意ニ背違」する世間を目の当たりにして、漢学のみで学問世界が正しく成り立つことは、ほぼ不可能である現状に気付いたからである。現に、高遠の父であり、著名な儒者であった江木鱈水(1810-81)も、阪谷自身も、そうせざるを得なかった<sup>(39)</sup>。これは、文明開化を批判する一連の「固陋」な漢学者流が、異質な他者の表面的な違いに対する敵対感をもって、孔子の教えを都合よく曲解するといった事態に対する痛烈な批判なのであった。

阪谷は、江木高遠本人のみならず、その送別会に集まった高遠と同世代の「諸君」に対しても、孔子の教えと、「欧米学」の核心にある精神とに存在するものが、同じ「道」であることを認識し、「道」に基づいて「学業」に「奮励激昂」することを促していた。「自主自由」の精神に基づき、「学業」に励むことから「事ヲ為ス」準備を始める。これこそが元来あるべき正しい「学業」の在り方であり、とりわけ文明開化の時代を実質的に背負う、高遠らの世代が努めるべき実践課題であった。

## おわりに

以上、本稿では、阪谷素の「民権」の理解と、「民権」が正しく確立されるためにまず満たすべき前提条件として強調された「学業」の実践とをめぐり議論について考察した。彼は、「学業」による個々人の「自主自由」の精神の練磨によって、公正な「識見」が確立し、それが「民権」の確立の大前提になると考えていた。より根本的な次元においては、「学業」の前提として、「孔夫子」と「欧米聖賢」が説いた一なる「道」を講究し、習得しなければならないと信じていたのである。

明治八年以降の約五年間、阪谷の発言は主に正しい「精神」を養う方法、あるいは「道徳」感覚の回復の具体的な方法に関するものであった。明六社期の発言が、「皇統」の維持を最優先課題としながら、「民選議院」設立までの過渡的な処置として「官選議院」を設けることに集中していたのに比べ、明治十二三年の彼の発言の中からは、制度論としての議会設立問題は影をひそめるようになった。同時に、天皇や「皇統」について触れることもほとんどなくなる。本稿で繰り返し指摘したように、こうした変化の背景には、民権運動が盛んになる、その担い手たちの資質の問題に気付くようになった阪谷の新たな問題意識があった。

民権運動の気運が高まる一方で、そうした時勢を危惧していた知識人は、阪谷のみではなかった。本稿でも名前を挙げた西村茂樹の場合、明治十年代を経て「日本道徳」の主唱者として「道徳」教育の問題に専念した。あるいは、キリスト教の洗礼を受けた中村正直(1832-1891)のような人物も、明治十年前後より「漢学」の重要性を強調するようになっていく。植木枝盛(1857-1892)のような若い世代の自由民権論者は、新しい価値と理想をもって人々を鼓舞したが、「一身にして二生を経るが如」<sup>(40)</sup>き体験を共有する世代にとって、「温故知新」の精神が消されたかのような民権論者の発言とその影響力は危惧するに十分なものであった。同世代の、類似した教育課程を経た西村や中村との比較分析は、今後、稿を改めて検討することにした。

### [凡例]

1. 引用文中の旧漢字・変体仮名は、適宜通用のものにあらためた。
2. 引用文中の引用者によるルビは現代仮名遣いにより、丸括弧を付して示した。

### [注]

- (1) その代表的な例として、以下のような論考が挙げられよう。
  - ・高橋昌郎「明六社員阪谷素について」、国学院大学文学部史学科編『日本史学論集：坂本太郎

- 教授頌寿記念』吉川弘文館, 1983年, 345-374頁。
- ・小股憲明「阪谷素における伝統と啓蒙」『日本思想史』第26号, 1986年, 3-28頁。
  - ・松本三之介「儒学の展開と洋学の受容——阪谷素の場合」『日本近代思想大系10 学問と知識人』岩波書店, 1988年, 巻末解説。
- (2) 河野有理『明六雑誌の政治思想——阪谷素と「道理」の挑戦』東京大学出版会, 2011年。
  - (3) 「堪忍ノ喩」『洋々社談』第20号, 明治9年8月(復刻版=ゆまに書房, 2007年), 375-382頁。
  - (4) ただ, 阪谷本人が「今其書, 傍ニ在ラス。故ニ其文章ヲ詳ニセス」と述べているように, 原作にこれと完全に一致する逸話はない。おそらく原作において, 「ある人」と「文盲なるもの」との間に交わされた会話を指しているだろう。柳沢淇園『雲萍雑誌』岩波文庫, 1987年, 16頁。
  - (5) 前掲『洋々社談』375-376頁。
  - (6) 同上, 377-378頁。
  - (7) 「ソレ本邦, 国体開闢, 一姓統御, 人心固結シテ, 海外諸国ト異ナル」が「皇国」を考える上で最も大事な特徴として常に挙げられた。『明六雑誌』上で繰り広げた, 「政体」を定め, 「民選議院」の設立を主張する際にも, こうした「皇統」の特殊性を意識した上で考慮すべきであることは常に強調されていた。「民選議院ヲ立ルニハ先政体ヲ定ムベキノ疑問」第13号, 明治7年6月, 『明六雑誌(上)』岩波文庫, 1999年, 423頁。
  - (8) 同上, 379頁。
  - (9) 阪谷は, 『明六雑誌』上において, 「君民同権」と同じ意味の「上下同治」の政体確立を繰り返し主張していた。「政体」の確立こそ, 民選議院設立の前提条件であると考えたためである。
  - (10) プロイセンのフリードリヒ2世(1712-1786)を指している。
  - (11) 渡辺浩『近世日本社会と宋学』東京大学出版会, 1985年。第二章第二節参照。
  - (12) 『大学』に説かれている儒学の修養・学問の段階。「古之欲明明徳於天下者, 先治其国, 欲治其国者, 先齐其家, 欲齐其家者, 先修其身, 欲修其身者, 先正其心, 欲正其心者, 先誠其意, 欲誠其意者, 先致其知, 致知在格物」。島田虔次『新訂中国古典選 大学・中庸』朝日新聞社, 1967年, 39-40頁。
  - (13) その代表的な例として, 「献芹書」(嘉永四〔1851〕年)を挙げられよう。『朗廬全集』私家版, 東京, 1-21頁。
  - (14) 前掲『明六雑誌の政治思想』73頁。また, 拙稿「朱子学者阪谷素の「理」と天皇」(『政治思想研究 政治思想と周縁・外部・マイノリティ』第10号, 2010年, 458-488頁)でも, この問題を論じている。
  - (15) 前掲『近世日本社会と宋学』参照。
  - (16) 前掲『洋々社談』379頁。
  - (17) 「諂諛」の問題は, 阪谷が繰り返し用いた概念であり, その論説において頻繁に登場する。ここでは次の部分を引用した。「諂諛より生ずる者は陰険, 詭秘, その害を為す, 測られず。古来王室の衰えをなすもの, みなこれより生ず。己の同じきを引き, 己に異なるを悪み, 分輩, 結党, 唯己の私を達せんとして国家の公論を抑圧し, 変じて暴横, 背虐, 亡滅に至らざる止まず」。阪谷素「尊王攘夷説」第43号, 明治8年11月, 『明六雑誌(下)』岩波文庫, 2009年, 417頁。
  - (18) 前掲『洋々社談』379-380頁。

- (19) 同上, 381 頁。
- (20) 同上, 381 頁。
- (21) 「宋朝」の例は、「尊異説」(第 19 号, 明治 7 年 10 月, 『明六雑誌 (中)』岩波文庫, 2009 年, 171 頁) においても見る事ができる。
- (22) 坂田警軒宛, 明治 8 年 11 月 26 日付。山下五樹編『阪谷朗廬先生書翰集』私家版, 岡山, 1995 年, 213 頁。
- (23) 坂田警軒宛, 明治 12 年 9 月 10 日付, 同上, 247 頁。
- (24) 『明六雑誌』上に掲載された阪谷の論説の数は 16 点であるが, 以下の通り, 明治 8 年以降の論説もかなりの数にのぼる。阪谷の先行研究において, これらに言及されたことはほとんどない。また, 彼は斯文学会, 交詢社の会員でもあった。
- ・『洋々社談』(洋々社)
    - 「文会演説」明治 8 年 4 月 9 日: 第 1 号。
    - 「読米国政体略説訳本」明治 8 年?? 日: 第 4 号。
    - 「標工ヲ記ス」明治 8 年 9 月: 第 5 号。
    - 「忍説」明治 8 年 10 月: 第 6 号。
    - 「古川古松軒遺事」明治 8 年 10 月: 第 8 号。
    - 「新年会演説」明治 9 年 1 月: 第 10 号。
    - 「前田慶次郎自賛」明治 9 年 7 月: 第 18 号。
    - 「堪忍ノ喩」明治 9 年 8 月: 第 20 号。
    - 「研堂緒方先生碑」明治 13 年 4 月 7 日: 第 64 号。
  - ・『東京学士会院雑誌』(東京学士会院)
    - 「森学士調練ヲ体操ニ組合セ教課ト為ス説ノ後ニ附録ス」明治 12 年 (?): 第一編第七冊。
    - 「学士会院ニ著書賞格ヲ設クベキ議案」明治 13 年 3 月第十八会で発議, 第二編第四冊に収録。
    - 「著書賞格ヲ立ル議案附録」明治 13 年 5 月第二十会における発言内容, 第二編第六冊に収録。
  - ・『修身学社叢説』(東京修身学社: 日本弘道会前身)
    - 「江木高遠予米国行ニ付送言演説」明治 13 年 5 月-7 月: 第二・三・四冊。
    - 「和而不流説」明治 13 年 10 月: 第六冊。
    - 「孔子廟ヲ保存スル説」明治 13 年 10 月-11 月: 第六・七・九冊。
- (25) 「学士会院ニ著書賞格ヲ設クベキ議案」『東京学士会院雑誌』第二編第四冊, 明治 13 年 3 月, 60 頁。
- (26) 「孔子廟ヲ保存スル説」『修身学社叢説』第六冊, 明治 13 年 10 月, 13 頁。のち, 『近代演説討論集』第 6 卷 (ゆまに書房, 1977 年, 13 頁) に再録。
- (27) 注 (24) 参照。
- (28) 前掲拙稿「朱子学者阪谷素の「理」と天皇」466-474 頁参照
- (29) 「森学士調練ヲ体操ニ組合セ教課ト為ス説ノ後ニ附録ス」『東京学士会院雑誌』第一編第七冊, 明治 12 年, 160 頁。
- (30) 1878 年 9 月, 江木高遠が発足させた会費制の講談会。常任講師として, 外山正一, 福澤諭吉, 西周, エドワード・モースなどがいた。1879 年 10 月までに 30 回あまり開催されるほど盛況だつ

た。

- (31) 「江木鰐水翁父子ハ本社ノ社員ニ非ズシテ、其講談社ナル者モ本社ト其目的ヲ同クスル者ニ非ズ。阪谷君ノ文、富贍壯麗、送行ノ文ト為シテ之ヲ見ル時ハ極メテ觀ルベキ者ナリト雖ドモ、本社ノ叢説トシテ見ル時ハ、恐クハ切要ノ文字ニ非ルニ似タリ。西村茂樹評、「江木高遠子米国行ニ付送言演説続キ」『修身学社叢説』第四冊、明治13年7月、2頁。のち、『近代演説討論集』第6巻、62頁に再録。
- (32) 同上、第三冊、明治13年6月、55頁。中黒（・）は引用者による。
- (33) 同上、55頁。
- (34) 『中庸』第20章「知、仁、勇三者、天下之達徳也、所以行之者一也、或生而知之、或学而知之、及其知之一也、或安而行之、或利而行之、或勉強而行之、及其成功一也」。
- (35) 『孟子』告子上、第16章「孟子曰、有天爵者、有人爵者、仁義忠信、樂善不倦、此天爵也。公卿大夫、此人爵也。古之人、脩其天爵、而人爵從之。今之人、其天爵、以要人爵。既得人爵、而棄其天爵、則惑之甚者也、終亦必亡而已矣」。
- 『論語』述而篇、第15章「子曰、飯疏食、飲水、曲肱而枕之。樂在其中矣。不義而富且貴、於我如浮雲」。
- (36) 前掲『修身学社叢説』第四冊、56-57頁。
- (37) 「夫レフランクリン、彼何人ゾ。ベイコン、ミル、彼レ何人ゾ。今日ノ行ハ専ラ功業ニ属スト雖、学業ヨリシテ之ヲ觀レバ、亦其学ヲ行事ニ試レノーナリ。論理実地合シテ、而テ後チ業立ツベシ」、同上、56頁。
- (38) 「開物成務」の典故は『易経 繫辞上』。阪谷は、この句をよく用いた。幕末には、たとえば「因鹿洞一本之表的、以為開物成務之業、我神州之福、豈有大焉哉」と言い、「白鹿洞揭示」によって「開物成務」することを目指している（「白鹿洞揭示説」『朗廬全集』296頁）。この演説で言う「学業」が、根底においては「白鹿洞揭示」とつながっていることがうかがえる。
- (39) 阪谷は、第4男である芳郎（1863-1941）に早くから英語を学ばせている。芳郎は、東京帝国大学政治科を卒業し、後に大蔵大臣、東京市長などを歴任した。
- (40) 福沢諭吉「緒言」『文明論之概略』岩波文庫、1995年、12頁。